

「地方創生・人口減少克服」に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

このため、地方においては、産学官金労言などの主体が連携し、地域が直面している課題について考え、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を進めている。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けた新たな取組に軸足を置いているが、地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならず、改めて「地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし」との断固たる決意と覚悟を持って、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「『東京一極集中』を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の3つの基本的視点に沿って政策を強力に推進していくべきである。

こうした中、国は、「働き方改革実現会議」における議論を踏まえてまとめた「働き方改革実行計画」に基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現などについて取組を開始したところである。

国と地方がともに、少子化に対する危機感と働き方改革を着実に推進するための課題意識を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進する必要がある。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意であり、国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1 地方への分散のために

東京一極集中が続く中、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という

基本目標を達成するため、国においてはこれまで以上に総力を挙げて取り組むこと。

(1) 大学の東京一極集中のは正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方大学の振興や東京23区の大学・学部の新增設の抑制等について、立法措置を講じるとともに、大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めるなど、緊急かつ抜本的な対策を図ること。

また、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(2) 企業の地方分散

国は、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転を取り組んでいるが、東京圏への転入超過は続いている。このため、国が自ら率先してその要因分析を行い、具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定した上で、企業の地方移転に向けた抜本的な対策を講じること。

なお、その具体化に当たっては、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転・拡充に対する新たな支援制度や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、企業の負担をさらに軽減するほか、集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する財政支援制度を創設することなども含め検討すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方移転を行うとされた機関については、その速やかな移転実現を図るため、具体化に向けた関係者間協議を、国が主体となって精力的に進めること。

また、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の国の機関としての機能確保や、共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ、適切な体制を整えること。

併せて、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略としてさらなる移転に取り組むこと。

なお、今後の取組を進めるに当たり、ＩＣＴを活用したテレビ会議やテレワーク等、移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

（4）「地方」への移住・定住

地方暮らしの魅力をＰＲする継続的なキャンペーンの実施やマスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を転換するような気運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住相談窓口の充実、移住者の住まいや就職等に対する支援など、地方が独自に取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

（5）「生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）」構想の実現

「生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）」構想については、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直しなど、地方の実情に十分即した形で円滑な実現を図ること。

（6）企業版ふるさと納税制度の拡充・改善

企業版ふるさと納税制度について、その活用が図られるよう、地方の意見を踏まえ、より柔軟で使いやすい制度への拡充・改善を行うこと。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

（1）若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実などを進めること。

また、結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。

（2）地域の実情に応じた取組への支援制度の充実

地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとするとともに、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減等

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯の経済的負担軽減について、思い切った施策を講じること。

なお、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、平成30年度から、未就学児までは廃止されることとなつたが、減額措置を全面的に廃止すること。

(4) 保育サービスの充実及び財源の確保

保育サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、深刻な保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善をさらに進めること。

また、地方において効率的・効果的な保育事業が実施できるよう、3府省に分かれた施策を一体化する制度の見直しを図ること。

さらに、地域の実情に応じて、柔軟かつきめ細かに対応できる施策を機動的に実施できるよう、保育サービス全般に活用できる交付金の創設など、自由度の高い財政的な支援等の措置を講ずること。

(5) 女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育て・介護に関する制度を利用しやすい職場風土の醸成や、女性の就業継続や再就職、起業への支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、待機児童対策、介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えるとともに、税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。

さらに、職場における女性の活躍の加速化に向けて、地方が主体性をもち、それぞれの実情に応じて、複数年を見据えた計画的な事業実施ができるよう、財源確保の措置を講ずること。

(6) 三世代同居・近居の促進

世代間で助け合いながら子育て、孫育てができるよう、三世代同居住

宅の新築・改築への支援や、改築に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。

3 長時間労働を是正し、多様な働き方を推進していくために

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正に向けた法制度の見直しは、引き続き労使双方の意見を十分に確認し、実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知や準備を行うこと。

(2) 企業が働き方改革に取り組みやすい環境の整備

企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立支援を促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、非正規雇用の待遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。

なお、人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。

(3) 生産性の向上

働き方改革の推進は生産性の向上と一体的に取り組む必要があり、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。

(4) 国内気運の醸成

働き方改革について国民理解の促進と、国内の一層の気運醸成を図ること。

(5) 地域の働き方改革推進に向けた財政支援

地方自治体が地域経済界や労働団体等の意見を踏まえ、地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

4 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

（1）地域産業の競争力強化

企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるための地方の取組を支援するとともに、後継者対策や創業などへの支援策を一層充実させること。

（2）訪日外国人旅行者の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成、外国語併記の観光案内標識の設置・共通表記化、無料公衆無線LANの整備及び共通認証に向けた取組の加速、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備の支援に取り組むこと。

また、古民家活用などによる多様なニーズに対応した宿泊サービスについて、地域の実情に応じて導入できるよう、地域の宿泊需給の状況や利用者等の安心・安全の確保にも十分配慮した上で、今後も法整備その他必要な対応について検討を進めること。併せて、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスの創設など、今後も増加が見込まれる訪日外国人旅行者への対応を加速させるための総合的な対策について、中長期的に継続して取り組むこと。

（3）農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

（4）専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取

り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

また、地方企業が東京圏在住者に対して情報提供や相談対応ができる場や人材獲得に係るコストの低減につながるサテライト採用面接会場の設置など、マッチングのための環境を充実させる施策を講じること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む特色ある教育のさらなる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じたまちづくりの推進

人口流出の防止に向け、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏や小さな拠点形成の支援など国の取組と併せ、地方が実情に応じたまちづくりに取り組めるよう、必要な支援策を講じること。

(7) 明治150年に向けた取組の推進

明治150年を契機に、我が国の近代化の歩みを見つめ直し、後世に伝えていくため、国民的な機運を醸成するとともに、国が実施する「明治150年」関連施策の充実を図ること。

また、地方が実施する「明治150年」関連事業を支援すること。

5 貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの夢と希望をかなえるために

(1) 進学希望をかなえるための支援の充実

給付型奨学金や無利子奨学金の充実、返還金の減額・免除や返還期限の猶予等の奨学金制度の拡充により、すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るための支援の充実・強化を図ること。

(2) 学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数の拡充や、補充

学習、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する学習支援など、子どもたちが必要な学力を確実に身につけられる体制整備への支援を充実させること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源を確保するとともに、人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。

(3) 社会的養護の充実・強化

施設の小規模化等に向けた整備の着実な推進や里親制度・養子縁組制度の普及啓発・推進に向けた財政支援の拡充を図ること。

(4) 保護者等への支援策の強化

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等から、乳幼児期の教育・保育の重要性への認識が高まっていることを踏まえ、幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充や、子どもとの関わり方についての助言など親への支援制度を創設すること。

また、児童虐待の防止の観点から、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりへの支援や、経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援、保護者の安定した就労への支援について、充実・強化を図ること。

(5) 都道府県の子どもの貧困対策等への支援

各都道府県において、より効果的に子どもの貧困対策を進められるよう、国において、統一的な基準で都道府県ごとの実情が分かるように実態調査を行うとともに、その結果や算出方法を情報提供すること。

6 地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、地方創生推進交付金については、地方が「地方版まち・ひと・し

ごと創生総合戦略」を踏まえて施策展開を図ることができるようしっかりとその規模を拡大・確保し、継続的なものにすること。さらにその運用に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、手続を簡素化した上で、年度当初から事業着手できるよう、交付事務の迅速化を図るとともに、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とするほか、施設整備事業についても要件を緩和し、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、平成30年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

なお、国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてKPIを設定して、地方創生に取り組んでいることから、取組の検証を行い公表すること。

7 地方自らが創意工夫を発揮するために

(1) 地方分権改革の推進

「提案募集方式」において提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

とりわけ、地方が従前より求めている、福祉等の分野における「従るべき基準」の「参酌すべき基準」化や、地域交通などにおける権限移譲等について、地方分権改革有識者会議のもとに新たに専門部会を設置するなど重点的に議論すること。

また、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、一律に対象外と整理するのではなく、提案の内容を踏まえて柔軟に対応すること。

なお、現行の提案募集の制度は、既存の制度の権限移譲・規制緩和に留まっていることから、人口減少・少子高齢化等の地域の実情を踏まえた社会的課題に対応する地方分権改革にも取り組むこと。

さらに、国が実質的に地方に義務付けている事務については、確実に財源措置すること。

(2) 規制改革の推進

規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。

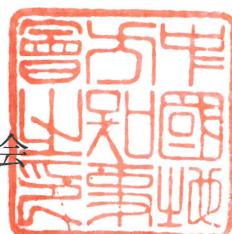
また、「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

(3) 地方創生を支える基盤の整備

対流促進型国土の形成に向け、高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の対策等をはじめとした高速道路ネットワークの整備、空港・港湾機能の強化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成29年6月5日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政